時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ぜず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

商權回復の實手段（昨日の續）

我日本國の商人は自から其國產を直輸出して之を海外需要地に賣り捌くことを爲さず然らば輸入品は如何と云ふに矢張り外國人の手に掛り日本人にして自から直輸入する者は極めて稀れなるが如し例へば我輸入品中重もの立ちたる羅紗、金巾等は何人が之を輸入するや悉く外國人あるに非ずや英國リヴアプール港日本名譽領事ボウス氏は常に日本の爲めに謀りて此に慨する所あり其持論として述ぶる所を聞くにリヴアプール港は世界貿易の中心にして外國人の出入至て多く且つ古來の習慣に於て外國人の入來を嫌はざるのみならず斯る外國人が次第に土着して土地の商賣を繁昌せしむれば結局當港の繁昌なる可しと信じて成る可く外來人を優遇するは當港一體の美風にして目下當港に土着して商賣を營む外國人は凡十數種に上り數十人の晩餐會に臨み其席上を見渡して英國人は余（ボウス氏自から云ふ）一人のみなるを發見するは毎度の事なり左れば日本の貿易家も先づ此外國人に都合よきリヴアプール府に來られよ其取引店を開くとて決して大仕掛なるに及ばず年に百五十圓位の店賃にて或る商館の四階目若くは五階目の小室を借り然る可き人の紹介を得てマンチエスター其他各地の製造元と取引を開き扨て日本の本店にては金巾、羅紗其他何くれとなく問屋若くは小賣店の注文を受けて之をリヴアプール出店に報知すれば出店は夫れ〳〵の取引製造元に就きて注文の製造品を仕入れリヴアプール出港東洋行きの便船に托して廻送するの都合となれば今日諸外國人が日本に輸入する品物を日本人自身の手にて輸入することとなり之より生ずる手數料は總べて日本人の收益たる可し日本人は内に居て漫に其商賣を廣げんとするも迚も意の如くならざるべければ手輕く先づ當港に來りて右等の商業取引を營み當國製造元よりは得意客として鄭重の取扱を受け己れの得意先きは自國の問屋小賣商にして日本人同士なれば萬事都合宜しく漸く取引の區域を擴めて漸く巨額の商賣と爲れば從來外國人の手に落ちたる口錢手數料等は漸くに之を引上げて日本人の手に回復すると決して爲し難きに非ずと云々と語り居る由、是れは固より一端に就ての立論なれども凡そ此等の方便に因りて外國貿易上に日本商人の手を下す可きものは極めて多端の事あるべく且つ彼の手數料なる者は製造元の手加減に因りて其多寡固より一ならざれども例へば汽船一艘を注文せんとすれば何れの造船會社よりても此注文周旋人の望み通り手數料の名を以て一種の賄賂を差出すを例とし周旋人が中間に立て其多きを貪らんとすれば殆んど際限あることなれども我日本人は政府を始め民間諸會社に至るまで此等の事情に暗きが故にや日本人の手にて仕入るゝことを得べき汽船若くは鐵道のレール其他製造諸機械をワザ〳〵外國人に依賴して右等の賄賂手數料を貪られたると其幾何なるを知る可らず凡そ外國商賣の情實は大抵此くの如き者なれば我商人は滿足ある足を持ちながら故らに跛者の爲を學んで内に蟄伏す可らず蟄伏して自から動かざる者は自然その收益を減じて其實自から丹精を凝らして扨て出來上りたる甘汁芳餌は他人の飲食に供すると毎度其例あきに非ず俗間の小話に蟹が握飯を猿に與へて猿より柹の實を貰ひ扨て此實を地に種て頓て一本の柹の木と爲り柹實紅累々たるに至り猿は木に攀て熟柹を食ひ蟹には澁柹を投げ附けて其甲を破りたりとの比喩あれども今の外國商人は恰も彼の猿の如し怜悧䠥捷、利を逐ふて何れの處にも出張し他人の丹精して出來上りたる熟柹を食はんとする者にして日本の人は蟹の如く米を作り茶を製し又生絲を製造すれども自から需要地に出張して之を賣り捌くこと能はざるが故に利益は猿に奪はれて已れは澁柹のみを投り或は掛引に失敗して其甲を破らるゝの場合も少なからず左れば今より日本人は自から蟹たらずして彼の猿たらんことを學び何れの處にも出張して握飯なり熟柹なり甘汁芳餌のあらん限り之を飲食して其腹を肥すの覺悟、甚だ肝要なる可きなり

右の如く日本人が自から海外に出掛けて海外商人と取引し堅く其信用を守りたらんには各地の商人は皆な我れを親愛し商賣上の益友として對等の交際取引を爲す可きや疑を容れず我輩の實驗を以てするに海外に居て未だ日本を見たることなく況して過去の商業履歷並に其習慣等毫も承知せざる者は唯日本人の談話を聞きて自から想像を畫くのみあれども其日本と云へる想像畫は或は其實を過て幾層立派なるもの〻如し凡そ人の想像は平常目視する所を基礎として畫くものなれば例へば今洋行せざる日本人に語るに佛國巴里大博覽會の模樣を以てするも日本人は先づ上野の博覽會を基礎として少しく其想像を大にするに過ぎざれば到底巴里博覽會の大規模を寫すこと能はざれども西洋人は之れに反し平常大廈高屋に居り美麗ある市街を見るに慣れ居るが故に日本の或る都府にては戶々既に電氣燈を點じ居りなど云ふことを聞く毎に己れの市街の比較を以て非常に進步したる者なりと想像し之れに加へて日本の美術品等を見れば鏤工妙技他の文明國人を壓倒して企て及ふ可らざる所あるを認め遠方よりして日本を望めば一種想像的の蓬萊島、完全無缺なるが如く思はるゝは人間想像の然らしむる所にして固より怪しむに足らず然るに今此蓬萊島より商人が自から出現して篤厚確實に取引せんとすれば先方も容易に接近して對等同格の商賣を開き其商賣の繁昌するに至れば我日本商人は開港場居留の外國人に依賴せずして自から輸出輸入權を攬り外に居て却て内を制するの姿にして居留の外國商人等も自然に憚る所を知り從來養ひ成したる取引上の弊害も遂には消滅するに至る可し即ち我商權回復の實手段にして手段此に出てざれば日本商人が開港場に居て何程不平を鳴らしたりとて實際回復の功を奏すると思ひも寄らず萬論千言遂に無益たる可きものなり　（完）

昨日の本欄初行論題の下に（昨日の續き）とあるは（去る廿九日の續き）の誤なり

官報

朕米穀供給ノ爲メ中央備荒儲蓄金運用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年四月三十日　内閣總理大臣伯爵山縣有朋　大藏大臣伯爵松方正義

法律第三十三號

政府ハ國内米穀供給ノ爲メ必要アルトキハ中央備荒儲蓄金ヲ以テ米穀購入ノ資金ニ運用スルコトヲ得此場合ニ於ケル損益ハ中央備荒儲蓄金ノ負擔トス

朕行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年四月三十日　内閣總理大臣兼内務大臣伯爵山縣有朋　司法大臣伯爵山田顯義

勅令第七十一號

行政事務又ハ司法事務ニ關シ郡區ヲ以テ其區域ヲ定メタルモノニシテ市制ヲ施行シタル場合ニ於テハ特ニ市ノ屬スヘキ區域ヲ定メタルモノヲ除ク外左ノ區別ニ隨ヒ其所屬ヲ定ムルモノトス

一　區ヲ市トナシタルモノニ付テハ市ノ區域ニ依ル
　但東京市京都市大坂市ニ在テハ仍區ノ區域ニ依ル

二　郡内ノ町村ヲ市トナシタルモノニ付テハ仍其從前屬シタル郡ノ區域ニ包含スルモノトス

三　二郡以上ニ渉ル町村ヲ合シテ市トナシタルモノニ付テハ其人口ノ最モ大ナル部分ノ屬シタル郡ノ區域ニ包含スルモノトス

四　此勅令發布前ニ行ヒタル選擧ハ第三ノ規定ニ合ハサル者アルモ其當選者ニ限リ改選ヲ要セス區域變動ノ爲メ關係ノ郡ヨリ選擧スヘキ縣會議員ノ數ニ增減ヲ爲スヘキ必要アルトキハ本年ノ通常縣會ノ議決ヲ取リ明治二十二年法律第七號第二條第二項ニ依リ處分スヘシ

朕褒章條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年四月三十日　内閣總理大臣伯爵山縣有朋

勅令第七十二號

褒章條例第一條左ノ通改正ス

第一條　凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助セシ者又ハ德行卓絕ナル者（孝子順孫節婦義僕ノ類）又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ公衆ノ利益ヲ興シ成蹟著明ナル者（疏河築隄修路墾田ノ業或ハ貧院學校設立ノ類ヲ云フ）ヲ表彰スル爲メ左ノ三種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章
右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助セシ者ニ賜フモノトス

綠綬褒章
右德行卓絕ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者ニ賜フモノトス

藍綬褒章
右公衆ノ利益ヲ興シ成蹟著明ナル者ニ賜フモノトス

朕陸軍後備各兵隊下士兵卒被服記號ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年四月三十日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第七十三號

陸軍後備步兵騎兵砲兵工兵輜重兵隊下士兵卒ノ衣ノ記號ハ肩章ニ附セス襟部ノ兩端ニ之ヲ附ス其記號ハ白銅ヲ以テ之ヲ製シ步兵科ハ旅管其他ノ兵科ハ師管ノ番號ヲ附スルモノトス

雜報

○軍樂隊の設置　陸軍省にては今回第三師團即ち愛知縣下名古屋へ軍樂隊を設置するに付樂師樂生等は東京

軍樂基本…
○國稅徵收法を一…しめ中村…に去る三…大坂、愛…して何其…
○青山近…南豐島郡…付其邊の…に三回の…
○歐洲染…し染物業…野染業場…報じ越し…
呉　呉野市は…セ及び本…染業の盛…場なり當…は百三十…等の重な…ると能は…地利、瑞西…て收入金…染業及び…他の工場…學品製造…の見分せ…
一　染業の近…と言ふも…ものにし…盡く化學…色合とい…といひ他…工色素を…十年以前…染業家の…リンの一…の發明せ…は只天然…たるに過…しは實に…の名を下…羞し葡萄…ゲ氏の發…なりしな…適せず下…を發明せ…二十三年…（我が四百…に付き三…に發達せ…
○老農の…改正を研…托せしが…

（英量）封度 凡我百二十目　噸 凡我二百七十貫九百五十匁
（英尺）呎 凡我一尺〇〇五分　碼 凡我三尺〇一分　哩 凡我十四町四十五間一尺
（佛量）… 凡我二百六十七…　（佛尺）米 凡我三尺三寸

○新橋横濱間汽車時刻　新橋發午前六時十分(急行)、六時四十分、八時、九時四十五分(急行)、[illegible]
○新橋神戸間發車時刻　[illegible]
○上野… [illegible]